

第2章 配偶者等からの暴力をめぐる現状とこれまでの取り組み

1 配偶者等からの暴力をめぐる現状

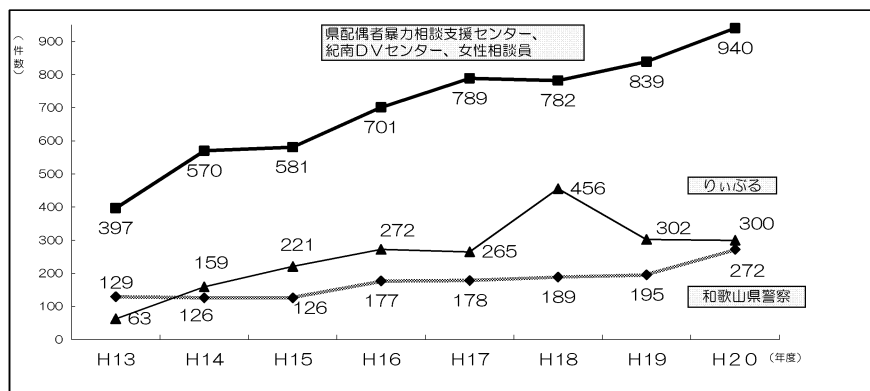
(1) 県内の相談状況等

■ 配偶者からの暴力に関する相談件数

(単位：件数)

相談機関名	年度							
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
和歌山県配偶者暴力相談支援センター	283	464	474	595	675	561	560	708
DV被害者支援センター（紀南DVセンター）							15	41
女性相談員（和歌山市、県振興局）	114	106	107	106	114	221	264	191
和歌山県警察	129	126	126	177	178	189	195	272
和歌山県男女共生社会推進センター“りいぶる”	63	159	221	272	265	456	302	300
和歌山市男女共生推進センター	30	62	49	45	27	20	13	41
田辺市男女共同参画センター	20	26	15	20	20	13	13	11

※子ども未来課、女性相談所、県警生活安全企画課、青少年・男女共同参画課、和歌山市、田辺市調べ



- 配偶者暴力防止法の施行時（平成13年）に比べ相談件数は増加傾向にあり、主たる相談機関である県配偶者暴力相談支援センター等については約2.5倍となっています。

■ 恋人からの暴力に関する相談件数

(単位：件数)

相談機関名	年度							
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
和歌山県配偶者暴力相談支援センター								
女性相談員（和歌山市、県振興局）	9	11	25	11	33	27	49	31

※女性相談所調べ

■配偶者等からの暴力を理由とする一時保護人数

(単位：人数)

一時保護実施機関	年度							
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
和歌山県配偶者暴力相談支援センター	45	37	66	84	72	72	58	70
(平均在所日数)	(8.2)	(10.6)	(10.2)	(9.6)	(8.8)	(7.7)	(9.8)	(10.6)
うち、紀南DVセンター 緊急保護	-	-	-	-	-	-	7	12

※女性相談所調べ

- ▶ 平成19年度における一時保護後の住居の状況は、「帰宅」が約3割、「母子生活支援施設等への入所」が約3割、次いで「住居確保」、「帰郷」等となっています。

■和歌山地方裁判所管内における保護命令発令件数

(単位：件数)

内容(被害者本人に対するもの)	年度							
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20 (概数)
接近禁止命令のみ	2	12	6	20	24	25	32	40
退去命令のみ	0	0	0	0	0	0	0	1
退去命令と接近禁止命令の双方	0	0	4	6	6	10	6	6

※和歌山地方裁判所調べ

- ▶ 配偶者暴力防止法の改正(※)による保護命令制度の拡充に伴い、制度の活用が図られる傾向にあります。

※平成16年6月改正(平成16年12月施行)

保護命令の対象として元配偶者からの暴力を追加、未成年の子に対する接近禁止命令の追加等

平成19年7月改正(平成20年1月施行)

生命等に対する脅迫を受けた被害者に対する保護命令、被害者の親族等への接近禁止命令の追加等

■DV(殺人、傷害、暴行)の検挙件数

(単位：件数)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
	全国	1,444	1,660	1,060	1,094	1,367	1,525	1,581
和歌山県	18	10	15	13	19	21	18	15

※県警生活安全企画課調べ

(2) 暴力に対する意識等

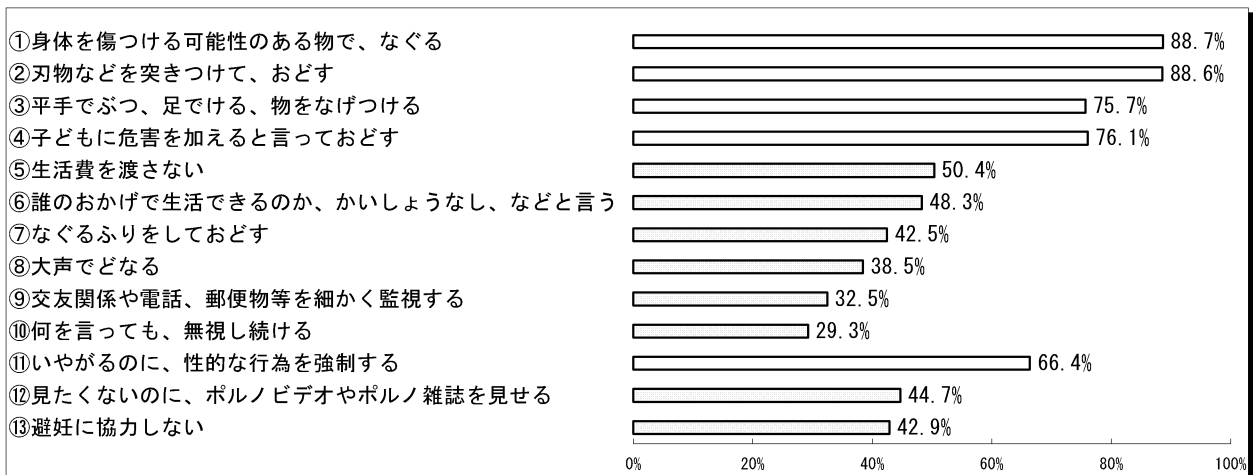
和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」※からみた状況

※「平成 18 年度和歌山県男女共同参画に関する県民意識調査」より転記。

調査時期：平成 18 年 7 月 27 日～8 月 11 日、調査対象：平成 18 年 4 月 1 日現在和歌山県内在住 20 歳以上の男女各 1,500 人

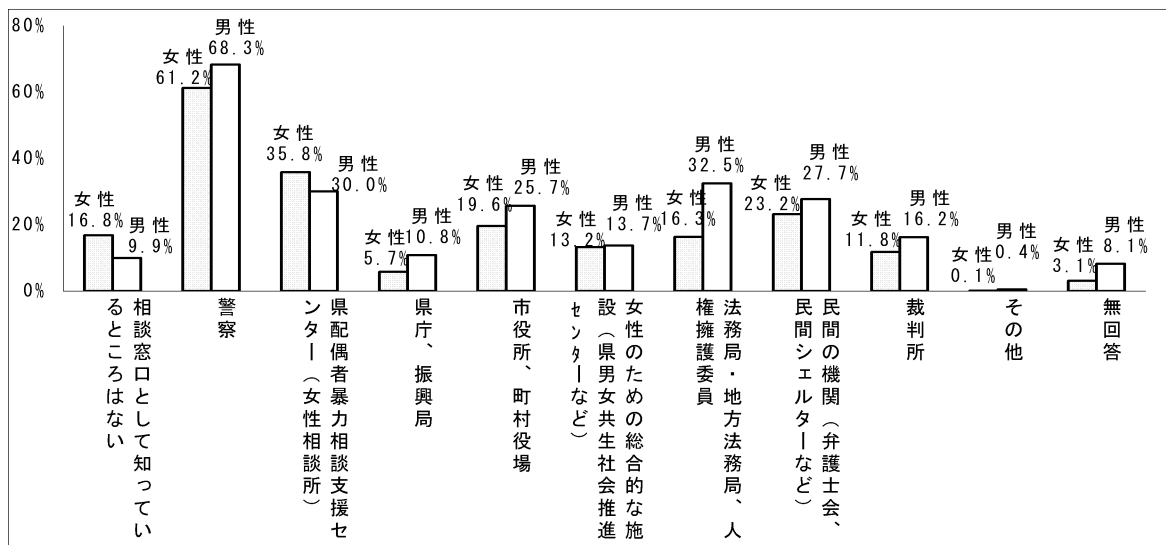
有効回収数（率）：1,225 人（40.8%）

■暴力と思う行為のうち、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合（夫婦や恋人間の行為）



- 心理に影響を与える行為や性に関する行為（項目⑤～⑩、⑫・⑬）においては「暴力にあたる」とする認識がやや低くなっています。
- このような暴力が身近で起きていることを認識している人の割合は2割を超えています。

■配偶者の暴力についての相談窓口として知っているもの



- 相談窓口の認知状況について、「警察」が6割を超え、次いで「県配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）」が3割を超えています。
- 一方で「相談窓口を知らない」と回答した人は、女性 16.8%、男性 9.9%となっており、相談窓口の一層の周知が必要と考えられます。

(3) 暴力の被害と相談の状況

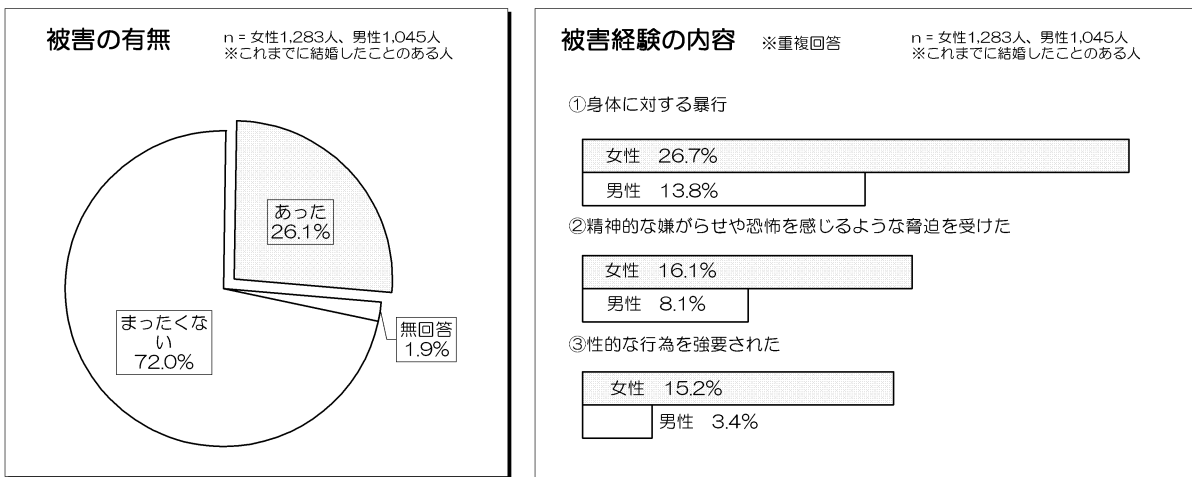
内閣府「男女間における暴力に関する調査」※からみた状況

※ 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」報告書《概要版》より転記。

調査時期：平成 17 年 11 月～12 月、調査対象：全国 20 歳以上の男女計 4,500 人（無作為抽出）

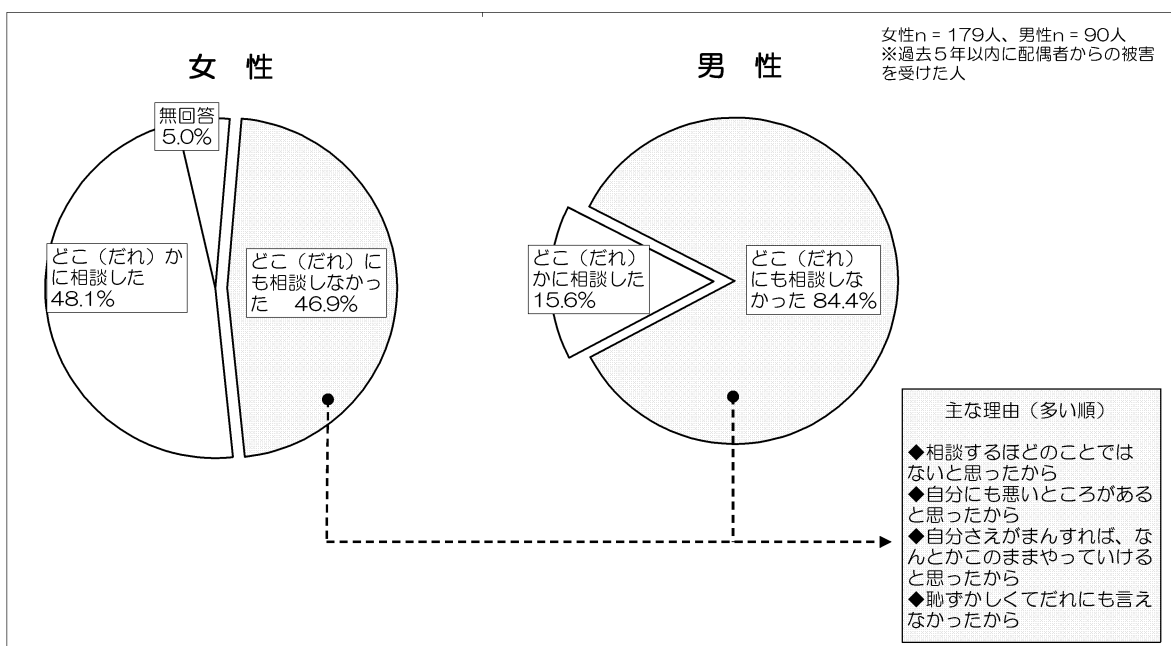
有効回収数（率）：2,888 人（女性 1,578 人、男性 1,310 人）（64.2%）

■ 配偶者からの被害経験

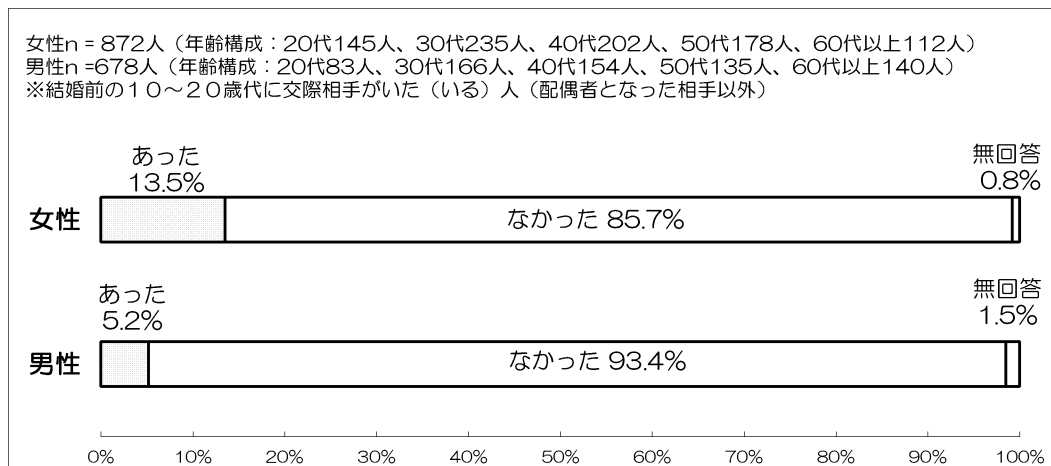


➤ 被害経験がある人のうち、「子どもが知っていた」とする人の割合は約3割あり、さらに、このうち約7割の人が「子どもへの影響を与えた」と感じています。

■ 被害の相談状況



■交際相手からの被害経験（10歳から20歳代のときを振り返って）



➤ 上記回答者を年齢別で見た場合、若い年代ほど被害経験がある割合が高くなっています。

2 これまでの取り組み

前計画に基づき、「暴力防止のための教育・啓発」、「相談体制の充実」、「被害者の保護・自立支援」等について取り組みを実施してきました。

この中で、平成19年4月には、被害者支援団体に委託してDV被害者支援センター（紀南DVセンター）を設置し、紀南地方における24時間体制で被害者の相談・支援を行う体制を充実しました。また、平成21年4月には、被害者や同伴する児童に対する心のケアの充実等を図るため、女性相談所の子ども・障害者相談センターへの移転統合を行います。

上記の他、主な機関の取り組みについては以下のとおりです。

[1] 県配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）及び各振興局

女性相談所が本県の「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担い、来所・電話による相談や被害者の一時保護を実施し、相談・支援の中核として、ひろく県内の事案に対応しています。

また、県内の相談体制の充実を図るため、各振興局に女性相談員を配置し、県配偶者暴力相談支援センターと一体となって、被害者の相談・支援にあたっています。

[2] 和歌山県警察

警察本部及び各警察署において、緊急時の暴力の制止はもとより、通報や相談への対応、被害防止策等の教示を行い、相談内容に応じて県配偶者暴力相談支援センター等への引き継ぎを行っています。

また、保護命令発令時は、県配偶者暴力相談支援センターと十分に連携して、被害者等の安全確保に努めています。

[3] 青少年・男女共同参画課及び男女共生社会推進センター “りいぶる”

青少年・男女共同参画課では、関係機関等による被害者支援のためのネットワークの形成や地域において被害者支援に取り組む団体等の育成を行っています。

男女共生社会推進センターでは、相談員による相談及び専門家による相談（法律相談・カウンセリング）を実施しています。

[4] その他県関係部局

企画部人権局を中心として、県民一人ひとりが互いの人権を尊重することの重要性等についての啓発活動を行うなかで、配偶者等からの暴力の防止についての啓発も行っています。

また、福祉、保健・医療、公営住宅、教育等の分野で被害者支援のための取り組みを行っています。